

海外主要国・地域における登録要件の概要

	米国(連邦商標法)	OHIM(欧州理事会規則)	英国(商標法)	フランス(知的財産法)	ドイツ(商標法)	豪州(商標法)	韓国(商標法)
商標の定義	第45条「商標」という用語は、語、名称、シンボル若しくはデバイス又はその結合であり、次の条件に該当するものを含む。 (1) ある者によって使用されているか、又は (2) それを、ある者が取引において使用する誠実な意図を有しており、かつ、この章によって制定された主登録簿への登録を出願するものであって、その目的が独自の製品を含む、その者の商品を特定し、それを他人が製造又は販売するものから識別し、また、その商品の出所を、それが知られていない場合でも、表示することにあるもの	第4条 共同体商標を構成することができる標識 共同体商標は、写実的に表現できる標識、特に、個人の名前を含む語、模様、文字、数字、商品の形状又はその包装により構成することができる。ただし、これらの標識が、ある企業の商品又はサービスと他の企業のそれとを識別することができるものである場合に限る。	第1条 商標 (1) 本法において「商標」とは、写実的に表現することができるすべての標識であって、ある事業の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することができるものをいう。特に、商標は、語(個人の名称を含む)、図案、文字、数字又は商品若しくはその包装の形状からなることができる。	第L711条1 商標又はサービスマークとは、写実的に表現できるものであり、自然人又は法人の商品又はサービスを識別する標識である。 次のものは、そのような標識を構成することができる。 (a) あらゆる形態の名称。例えば、語、語の組合せ、姓、地理的名称、筆名、文字、数字、略語 (b) 聴覚的標識。例えば、音、楽句 (c) 象形的標識。例えば、デバイス、ラベル、印章、織端、浮き彫り、ホログラム、ロゴ、合成イメージ、形状、特に製品若しくはその包装の形状又はサービスを特定する形状、色彩の配置、組合せ又は色合い	第3条 商標として保護することができる標識 [1] 如何なる標識も、特に個人名を含む語、図案、文字、数字、音響標識、商品若しくはその包装その他梱包の形状を含む立体形状、色彩及び色彩の組み合わせを含むものであって、ある事業に係る商品又はサービスを他の事業に係る商品又はサービスから識別することができるものは、商標として保護することができる。	第17条 商標とは何か 「商標」は、ある者が業として取引又は提供する商品又はサービスを、他人が業として取引又は提供する商品又はサービスから識別するために使用する、又は使用予定の標識である。 [注:「標識」については、第6条参照] 「標識」は、文字、語、名称、署名、数字、デバイス、ブランド、標題、ラベル、チケット、包装の外観、形状、色彩、音若しくは香り、又はそれらの結合を含む。 第40条 視覚的に表示することができない商標 商標登録出願は、その商標が写実的に表現することができないものである場合は、拒絶しなければならない。	第2条(定義) 本法で使用用語の意味は次の通りである。 1.「商標」とは、商品を生産・加工又は販売することを業として営為する者が自己の業務に関連した商品を他人の商品と識別されるようにするために使用する次の各目のいずれか1つに該当するもの(以下、「標章」という。)をいう。 イ.記号・文字・図形・立体的形状又はこれらを結合させたり、これらに色彩を施したもの ロ.他と結合しない色彩又は色彩の組み合わせ、ホログラム、動作、その他視覚的に認識することができるもの ハ.音・においなど視覚的に認識することができないもの(うち、記号・文字・図形又はその外の視覚的な方法で写実的に表現したもの)
拒絶理由	第2条 出願人の商品を他人の商品から識別することを可能にする商標は、その性質を理由として、主登録簿に登録することを拒絶されることはない。ただし、その商標が次に該当するときはこの限りでない。 (略) (e) 次の標章から成ること。(1)出願人の商品に付して又は関連して使用される場合に、それらの商品を単に記述するか又は欺瞞的に記述するもの	第7条 絶対的拒絶理由 (1) 次に掲げるものは、登録することができない。 (a) 第4条の要件に従わない標識 (b) 識別性を欠く商標 (c) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の製産の時期、サービスの提供の時期、又はその他の特徴を示すために取引上使用されることがある標識若しくは表示のみからなる商標 (略)	第3条 登録の絶対的拒絶理由 (1) 次のものは登録されない。 (a) 第1条(1)の要件を満たさない標識 (b) 識別性を欠く商標 (c) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期若しくは提供時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴を表すために取引上役立つことができる標識又は表示のみからなる商標 (略)	第L711条2 標章となり得る標識の識別性は、指定商品又はサービスとの関連において評価されるものとする。 次のものは、識別性を有していないものとする。 (a) 標識又は名称であって、日常の言語又は技術的言語によって商品又はサービスについての必然的、包括的又は通常の呼称を構成するに過ぎないもの (b) 標識又は名称であって、製品又はサービスの特徴、特に種類、品質、数量、用途、価格、出所、商品の製造又はサービスの提供の時期等を指定する機能を有するもの	第8条 絶対的拒絶理由 [1] 第3条に規定する商標として保護を受けることのできる標識であっても、写実的に表現することができないものは、登録されないものとする。 [2] 次の商標は登録されないものとする。 (1) 商品又はサービスについての識別性を有していない商標 (2) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産若しくは提供の時期又はその他の特徴を示すために取引上使用されることがある標識又は表示のみをもって構成された商標	第41条 出願人の商品又はサービスを識別しない商標 (2) 商標登録出願は、その商標が、登録を求めている商標に係わる出願人の商品又はサービス(「指定商品又はサービス」)を他人の商品又はサービスから識別することができない場合は、拒絶しなければならない。	第6条(商標登録の要件) 次の各号の1に該当する商標を除いては、商標登録を受けることができる。 1.その商品の普通名称を普通に表示する方法で表示した標章のみからなる商標 2.その商品に対して慣用する商標 3.その商品に産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状(包装の形状を含む。)・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に表示する方法で表示した標章のみからなる商標 4.顕著な地理的名称・その略語又は地図のみからなる商標 5.ありふれた姓又は名称を普通に表示する方法で表示した標章のみからなる商標 6.簡単でありふれた標章のみからなる商標 7.第1号乃至第6号以外に需要者が誰の業務に関連した商品を表示するのかが識別することができない商標
登録要件(識別力)	第2条(f) (a), (b), (c), (d), (e)(3)及び(e)(5)において明示して除外されている場合を除き、本条の如何なる規定も、出願人が使用する標章であって、取引において、出願人の商品を識別することができるようになっていないものの登録を妨げない。長官は、識別性の主張がなされる日前5年間にわたる、出願人によるその標章の取引における実質的に排他的かつ継続的な標章としての使用の証拠を、当該標章が取引において、出願人の商品に付して又は関連して使用される場合に、識別性を有するようになっていない一応の証拠として承認することができる	第7条 絶対的拒絶理由 (1) 次に掲げるものは、登録することができない。 (a) 第4条の要件に従わない標識 (b) 識別性を欠く商標 (c) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の製産の時期、サービスの提供の時期、又はその他の特徴を示すために取引上使用されることがある標識若しくは表示のみからなる商標 (d) 通用語において又は公正かつ確立した商慣習において常用されるようになっていない標識若しくは表示のみからなる商標 (略) (3) (1)(b), (c)及び(d)は、登録を求めている商品又はサービスについて商標が使用された結果、その商標が識別性のあるものとなっているときには、適用しない。	第3条 登録の絶対的拒絶理由 (1) 次のものは登録されない。 (a) 第1条(1)の要件を満たさない標識 (b) 識別性を欠いている商標 (c) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期若しくは提供時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴を表すために取引上役立つことができる標識又は表示のみからなる商標 (d) 取引上の通用語において若しくは公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっていない標識又は表示のみからなる商標 ただし、商標がその登録出願の日前に使用された結果実質的に識別性を有している場合は、(b), (c)又は(d)によって登録を拒絶されない。	第L711条2 標章となり得る標識の識別性は、指定商品又はサービスとの関連において評価されるものとする。 次のものは、識別性を有していないものとする。 (a) 標識又は名称であって、日常の言語又は技術的言語によって商品又はサービスについての必然的、包括的又は通常の呼称を構成するに過ぎないもの (b) 標識又は名称であって、製品又はサービスの特徴、特に種類、品質、数量、用途、価格、出所、商品の製造又はサービスの提供の時期等を指定する機能を有するもの(略)(c)にいう場合を除き、使用によって識別性が取得されることがある。	第8条 絶対的拒絶理由 [1] 第3条に規定する商標として保護を受けることのできる標識であっても、視覚により認識できるように表現することができないものは、登録されないものとする。 [2] 次の商標は登録されないものとする。 (1) 商品又はサービスについての識別性を有していない商標 (2) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産若しくは提供の時期又はその他の特徴を示すために取引上使用されることがある標識又は表示のみをもって構成された商標 (3) 指定する商品又はサービスについて、通用語において又は誠実なかつ確立した商慣習において常用されるようになっていない標識又は表示のみをもって構成された商標 [3] 登録に関する決定がなされる前に使用されていたことの結果として、商標の出願に係る商品又はサービスについてその商標自体が識別標識として関係取引業界において確立している場合は、[2](1), (2)及び(3)の規定は適用しない。	第41条 出願人の商品又はサービスを識別しない商標 (6) 登録官が、商標は指定商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識別するのに程度を問わず本質的に適していないと認められた場合は、次の規定を適用する。 (a) 出願人が当該出願の出願日前に当該商標を使用した程度を理由として、出願人が、当該商標は指定商品又はサービスを出願人の商品又はサービスとして識別している旨を証明した場合 - 当該商標は、指定商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識別することができるものとみなす。 (b) それ以外の場合 - 商標は、指定商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識別することができないものとみなす。	第6条 第1項第3号乃至第6号に該当する商標であっても、第9条の規定による商標登録出願前に商標を使用した結果、需要者間にその商標が誰の業務に関連した商品を表示するのかが顕著に認識されているものは、その商標を使用した商品を指定商品(第10条第1項又は第47条第2項第3号の規定によって指定した商品又は追加で指定した商品をいう。以下同じ。)として商標登録を受けることができる。
使用による識別力							

海外主要国・地域における登録要件の概要

	米国(連邦商標法)	OHIM(欧州理事会規則)	英国(商標法)	フランス(知的財産法)	ドイツ(商標法)	豪州(商標法)	韓国(商標法)
機能的な商標	第2条(e) 次の標章から成ること。(1)出願人の商品に付して又は関連して使用される場合に、それらの商品を単に記述するか又は欺瞞的に記述するもの；(2)出願人の商品に付して又は関連して使用される場合に、主として地理的にこれらの商品を記述するもの。ただし、原産地表示として本巻第1054条に基づいて登録することができるものを除く；(3)出願人の商品に付して又は関連して使用される場合に、主として地理的にこれらの商品を欺瞞的に記述するもの；(4)主として氏姓であるに過ぎないもの；又は(5)全体として機能的である事項を含むもの	第7条 絶対的拒絶理由 (1) 次に掲げるものは、登録することができない。 (e) 次に掲げる形状のみからなる標識 (i) 商品そのものの性質から生じる形状 (ii) 技術的成果を得るために必要な商品の形状 (iii) 商品に本質的価値を与える形状	第3条(2) 標識は、それが次のもののみからなる場合は、商標として登録されない。 (a) 商品自体の性質から生ずる形状 (b) 技術的成果を得るために必要な商品の形状 (c) 商品に本質的価値を与える形状	第L711 条2 標章となり得る標識の識別性は、指定商品又はサービスとの関連において評価されるものとする。 次のものは、識別性を有していないものとする。 (c) 製品の内容又は機能から生じる形状、又は製品に実質的価値を与える形状のみから成る標識 (c)にいう場合を除き、使用によって識別性が取得されることがある。	第3条 商標として保護することができる標識 [2] 次の形状のみからなる標識は、商標として保護することができない。 (1) 商品そのものの性質から生じる形状 (2) 技術的成果を得るために必要な商品の形状 (3) 商品に本質的価値を与える形状	-	第7条(商標登録を受けることができない商標) 次の各号のいずれか一つに該当する商標は、第6条にかかわらず商標登録を受けることができない。 13.商標登録を受けようとする商品又はその商品の包装の機能を確保するのに不可欠な(サービス業の場合には、その利用と目的に不可欠な場合をいう。)立体的形状、色彩、色彩の組合せ、音、又ははにおいて構成された商標
先行商標との抵触	第2条(d) 特許商標庁に登録されている標章又は他人によって合衆国において以前に使用され、かつ、放棄されている標章であって、それが出願人の商品に付して又は関連して使用されるときは、混同を生じさせ、若しくは誤認を生じさせ、若しくは欺瞞する虞のあるものから成り、又はそれらを含むこと。	第8条 相対的拒絶理由 (1) 先行商標の所有者による異議の申立に基づき、次に掲げる場合は、出願に係る商標は登録されないものとする。 (a) その商標が先行商標と同一であって、登録出願に係る商品又はサービスと先行商標が保護されている商品又はサービスとが同一である場合 (b) その商標と先行商標との同一性又は類似性及びこれらの商標の指定商品若しくはサービスの同一性又は類似性のために、先行商標が保護されている領域において公衆の側に混同を生じる虞がある場合。この場合の混同の虞は、先行商標との関連を生じる虞を含む。	第5条 登録の相対的拒絶理由 (1) 商標は、それが先の商標と同一であり、かつ、その出願に係る商品又はサービスが先の商標の保護の対象である商品又はサービスと同一である場合は、登録されない。 (2) 商標は、次の何れかの理由により、先の商標を連想させる虞がある場合を含め、公衆の側に混同を生じさせる虞がある場合は、登録されない。 (a) その商標が先の商標と同一であって、先の商標の保護の対象である商品又はサービスと類似の商品又はサービスについて登録が求められている場合、又は (b) その商標が先の商標と類似するものであって、先の商標の保護の対象である商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて登録が求められている場合	第L711 条4 標識は、それが先の権利、特に次のものを侵害する場合は、標章として認められない。 (a) 既に登録されている標章、あるいは工業所有権の保護に関するパリ条約第6 条の2 の意味において周知な先の商標	第9条 相対的拒絶理由としての出願商標又は登録商標 [1] 次の場合は、商標の登録は取り消すことができる。 (1) 当該登録商標が先に出願又は登録された商標と同一であって、当該商標の登録に係る商品又はサービスが先の商標の出願又は登録に係る商品又はサービスと同一である場合 (2) 当該登録商標が先に出願又は登録された商標と同一性又は類似性を有し、かつ、両商標によって指定される商品又はサービスが同一性又は類似性を有する故に、他の商標との関連性を想起させる虞を含め、公衆の側に混同を生じさせる虞がある場合 (略)	第44条 同一性等を有する商標 (1) (3)及び(4)に従うことを条件として、商品(「出願人の商品」)について商標(「出願人の商標」)の登録を求める出願は、次の場合は拒絶しなければならない。 (a) 出願人の商標が、 (i) 類似商品又は密接に関連するサービスについて他人が登録している商標、又は (ii) 類似商品又は密接に関連するサービスについて他人が登録を求めている商標、と実質的に同一であるか又は欺瞞的に類似しており、かつ (b) 出願人の商品に係わる出願人の商標登録の優先日が、類似商品又は密接に関連するサービスに係わる他の商標登録の優先日より先でない場合	第7条(商標登録を受けることができない商標) 次の各号のいずれか一つに該当する商標は、第6条にかかわらず商標登録を受けることができない。 7.先出願による他人の登録商標(地理的表示登録団体標章を除く)と同一又は類似の商標として、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標
他の権利との調整	-	第52条 無効の相対的理由 (略) (2) 共同体商標は、その使用が他の先行の権利、特に、次に掲げる権利の保護を規定する国内法に従い禁止される場合は、官庁に対する申請に基づき又は侵害手続における反対請求を基礎として、無効を宣言される。 (a) 氏名に対する権利 (b) 個人の肖像権 (c) 著作権 (d) 産業財産権	第5条(4) 商標は、次の何れかの理由により、その使用が連合王国において妨げられる虞がある場合は、その範囲において登録されない。 (a) 未登録商標又は業として使用されるその他の標識の保護に関する法規(特に詐称通用に関する法律)による場合、又は (b) (1)から(3)まで又は(a)にいうもの以外の先の権利による場合、特に、著作権、意匠権又は登録意匠に関する法律による場合	第L711 条4 標識は、それが先の権利、特に次のものを侵害する場合は、標章として認められない。 (d) 保護された原産地名 (e) 著作権者の権利 (f) 保護された意匠に由来する権利 (g) 他人の人格権、特にその姓、筆名又は肖像 (h) 地方当局の名称、イメージ又は名声	第13条 その他の先の権利 [1] 登録商標の優先順位に係る日より前に、第9条から第12条までに定める権利以外の権利を他の者が取得した場合であって、その者がドイツ連邦共和国の全領域において当該登録商標の使用を差し止める権限を有するときは、当該商標の登録は取り消すことができる。 [2] [1]にいう他の権利には、特に、次の権利が含まれる。 (1) 名称に対する権利 (2) 個人の肖像権 (3) 著作権 (4) 植物の品種名 (5) 原産地表示 (6) 他の産業財産	第42条 中傷的な商標又はその使用が法律に反する商標 商標登録出願が次に該当する場合は、その出願は拒絶しなければならない。 (b) その商標を使用したならば法律違反になること	第53条(他人の意匠権等との関係) 商標権者・専用使用権者又は通常使用権者は、その登録商標を使用する場合に、その使用状態に従いその商標登録出願日前に出願された他人の特許権・実用新案権・意匠権又はその商標登録出願日前に発生した他人の著作権と抵触される場合には、指定商品のうち抵触される指定商品に対する商標の使用は特許権者・実用新案権者・意匠権者又は著作権者の同意を得なければその登録商標を使用することができない。